

17世紀フランス港湾都市ラ・ロシェルにおける対抗宗教改革

坂野正則

はじめに

1. 「プロテスタント共和国」の首都—ラ・ロシェル
2. ラ・ロシェル（1628–1685）都市社会と対抗宗教改革
3. ラ・ロシェル司教区の成立と再カトリック化

結論

はじめに

19世紀以降の近代歴史学において、「宗教改革」はルネサンスと並んで近代ヨーロッパ社会への出発点として見なされてきた。マックス・ウェーバーに代表されるように、資本主義の発達との関連でプロテスタントの優位が述べられてきたことにもそれはあらわれている。また、この傾向は日本の戦後史学においても例外ではなく、プロテスタントが宗教改革の中心におかれ、カトリック側の一連の改革はそれに対する反動、即ち反宗教改革として見なされてきた。しかしながら、近年こうした「宗教改革」解釈に再考が図られ、宗教改革を新たにカトリック・プロテスタント双方による16世紀から17世紀にかけての長期的運動として捉える動きが出てきている¹。そこで本稿では、近世ヨーロッパのカトリック勢力の動きを反宗教改革として捉えるのではなく、プロテスタント勢力に対するカトリック側の対応と変動という観点から対抗宗教改革を考察することにする。

17世紀の西ヨーロッパでは、政治と宗教が両輪となって社会システムの再編成が行なわれ、この動きはフランスにおいても例外ではなかった。16世紀の宗教戦争後に開始したフランスの対抗宗教改革は²、宗教の領域のみならず政治や社会と直接的に結びついており、国王は、カトリック勢力と結びつくことで近世的中央集権を推進しようとした³。

フランスの対抗宗教改革を検討するにあたり、大西洋岸の港湾都市であるラ・ロシェルを考察対象とした理由は、その経済的優位性と宗教的独自性にある⁴。ラ・ロシェルは大西洋岸の商業都市として、12世紀以来、都市自治や関税特権などの政治的特権や交換経済によって経済的繁栄を享受してきた。また16世紀の早い時期からこの地域にプロテスタンティズム（特にカルヴァン派）が浸透したことでも重要である。こうした背景から、16世紀の宗教戦争期以降、ラ・ロシェルはフランスにおける自立したプロテスタントの中心都市として、王権からは半ば独立した状態を保っていた。しかし、絶対王政が確立していく動きの中でラ・ロシェルも王権の再征服の対象となり、1628年にラ・ロシェル大攻囲戦が勃発する。王権側はラ・ロシェルの都市自治を徹底的に破壊し、これ以後、王権の直接支配によって都市の再構築が図られていくことになる。当時「王権=カトリック教会」という体制のもと国内を統一しようとした王権にとって、ラ・ロシ

エルの再カトリック化は大きな関心事の一つであった。

次に研究史と問題設定、論文構成について述べたい。ラ・ロシェルについては、19世紀以来様々な研究が出ているが、そのテーマは経済や流通に集中している⁵。ラ・ロシェルの対抗宗教改革研究の出発点としては、1964年に公刊されたルイ・ペルアスによるラ・ロシェル司教区に関する博士論文が挙げられる⁶。この論文は、1648年にラ・ロシェルに司教座が移されてラ・ロシェル司教区が誕生してから18世紀の初頭までのカトリックの活動を扱っている。これは詳細な地域研究であり、この時期のカトリックの動きについての有用な情報を多数提供してくれる。しかし研究対象が聖職者に偏っているため、社会全体の動きの中でラ・ロシェルの対抗宗教改革がどのように進行したかについての視点が欠けている。また、1961年に『アナール』誌上に掲載された彼の論文も重要であり⁷、この時期のラ・ロシェルへの人口の流入や流出を考える際の基本的研究となっている。1970年代にはフランソワ・モワジによる研究が重要である⁸。この研究では、ペルアスの扱わなかったラ・ロシェル陥落から司教区の成立するまで、すなわち1628年から1648年までのカトリック復興活動が取り上げられており、ペルアスの業績を時期的に補完する形になっている。さらに1980年代には、ラ・ロシェル（特に大攻囲戦）をフランス絶対王政の確立の中に位置付けることで、その政治的・経済的意味を考察する研究がなされた⁹。1990年代の研究としては、まず、ケビン・ロビンスによる16世紀から17世紀にかけてのラ・ロシェルにおける都市行政の研究を挙げることが出来よう¹⁰。彼の研究は、対抗宗教改革を世俗の人々や都市社会という観点から捉えた点で新しいと言える。また、港湾都市としてのラ・ロシェルの持つ大西洋への広がりという観点から対抗宗教改革の可能性を捉え、これからも発展しうるものを多々含んだ論文として、ジョン・ボッシャの論文も重要である¹¹。彼の研究は、これまでのラ・ロシェル研究が地域・地方都市という観点から検討してきたのに対し、港湾都市の持つ特性（交易や商人）から考察を進めた点で評価できる。

以上の研究史を踏まえ、本稿では、「対抗宗教改革」を狭義の宗教運動としてではなく、ラ・ロシェル都市社会全体における再カトリック化を導いた原動力として捉え、その行政・司法への影響や宗教的側面における社会への影響を考察したい。

以下、まず第1章では、16世紀から17世紀前半にかけての港湾都市ラ・ロシェルの特質を概観し、続く第2章では、ラ・ロシェルにおける対抗宗教改革の影響を都市社会の内部から検討する。最後に第3章で、宗教的な側面からラ・ロシェルにおける対抗宗教改革を考察したい。その際、第2章、第3章の考察時期は、ラ・ロシェル陥落後の1628年からナントの王令廃止後の1685年までとする¹²。

1. 「プロテスタント共和国」の首都—ラ・ロシェル

1628年以降の再カトリック化を検討する前に、この章では16世紀後半から大攻囲戦でラ・ロシェルが陥落する1628年までの時期を中心概観する。まず、国際貿易の拠点という観点からその商業活動および大西洋・北西ヨーロッパを軸とする港湾ネットワークを概観し、次に、この活動を制度的に支えた政治的特権ならびに16世紀フランス・プロテスタントの中心地という側面も加え、大攻囲戦以前のラ・ロシェル都市社会を検

討したい。続いて、1627年から28年にかけての大攻囲戦について、17世紀西ヨーロッパにおける国際関係という観点から考察する。

(1) 港湾都市ラ・ロシェルの商業活動と都市社会の特徴

ラ・ロシェルは、港湾としてボルドーや他の大西洋岸の港湾都市に比べて地理的条件に恵まれていたとは決していえない。それにもかかわらずこの都市が発展を遂げたのは、ワインと塩という二大商業品目の存在が大きい。ラ・ロシェルの後背地であるオニス地方で生産されたワインは、中世以来交易品として西ヨーロッパ全域に輸出されていたが、16世紀から17世紀にかけて大きな転機が訪れた。この時期イタリア戦争やオランダ抵抗=独立運動といった社会変動が西ヨーロッパ規模で起こり、またスペインからオランダへの経済における中心の移動といった大西洋上の経済活動の変化が見られた。こうした国際情勢の変化の影響をラ・ロシェルも蒙り、多くの外国商人が流入する契機の一つとなった¹³。また、この時期、ガロンヌ川流域のブドウ生産が発展し、オニス地方のそれを凌駕しつつあった。この変化への対策として、ラ・ロシェル商人達は禁止されているにも関わらず、他地域で生産されたワインを外国商人に提供するようになった。この動きは、単にオニス地方のワインの衰退という否定的な結果をもたらしただけではなく¹⁴、フランス国内外の商人達のラ・ロシェルへの来航を促すもう一つの要因となった¹⁵。

次に塩についてであるが、オニス・サントンジュ地方沿岸で採取される海塩の輸出は中世以来重要な位置を占めてきた。特に16世紀初頭には、ラ・ロシェルはニューファンドランド沖のタラ漁業に従事しているバスク人やブルターニュ人達に塩を供給して生産が盛んになった。しかしながら、中世から変わらない方法で行なわれていた塩の生産も、ブドウ生産に押されて17世紀にはその重要性が減少した¹⁶。

中世以来、ラ・ロシェルは交換経済の多様化をはかり、次第に様々な商品の再配分の中心地へと変化していった。とりわけワイン・塩をイングランド、スコットランド、ネーデルラント、ドイツなどへ再配分する中で、ラ・ロシェルと北西ヨーロッパを結ぶ港湾ネットワークが形成された¹⁷。他方、こうした港湾ネットワークの中で文化交流の果した役割も大きい。ラ・ロシェルとイングランド、ネーデルラントの商人達は、互いにその子弟を留学させ、言語を学ばせた¹⁸。このような文化交流の中でラ・ロシェルはイングランド、オランダと並んで西ヨーロッパのプロテスタント文化圏の一翼を担うこととなった。

次に、この時期のラ・ロシェルを政治史的観点から考察していきたい。当時のラ・ロシェル都市社会の特徴は、都市特権とプロテスタントにあった。特権の起源は中世にあり、1472年以来、ラ・ロシェルの市民はフランス王国の敵対国を含むあらゆる国と自由に交易することが認められた。この特権ゆえに、17世紀初めにおいてもラ・ロシェルは経済活動において実質上の独立状態を維持できたのである。一方、プロテスタントは1530年頃から浸透はじめ、1558年にカルヴァン派の宗務局 Consistoire が設立された¹⁹。1562年にはサン・ジェルマン王令が布告され、プロテスタントの都市外での礼拝の認可といった動きが続いた。こうしてラ・ロシェルはプロテスタント都市としての性格を強め、文化・教育の面でも発展を遂げた²⁰。

以上述べてきたように、16世紀後半から17世紀初めにかけてのラ・ロシェルは二十数年間断続的に続いた宗教戦争に苦しんだものの、政治・軍事的には例外的に自治の保証された都市となった。経済的にも繁栄し、文化的にもプロテスタントの中心的存在となつたラ・ロシェルは、この時期の他のフランス諸都市が王権の前で後退していたのとは対照的である。しかしながら、1620年代に入るとラ・ロシェルの社会的・経済的条件の欠陥が現われ始める。大きな特権のもとでの都市社会の発達、及びプロテスタント教会の発展と知的運動の展開によりラ・ロシェルは発展を遂げたが、同時にそれらを維持するために資本が流出する構造であったことが原因であった²¹。

一方、この時期のラ・ロシェルにおけるカトリック勢力はほぼ壊滅状態であり、特にラ・ロシェル及びその周辺のカトリック教徒は、1568年以降、数人の司祭が殺害されるなど徹底した弾圧を受け、彼らの多くは周辺の地域に亡命した。1590年以降は都市政体の中にもカトリック教徒は含まれなくなり、その社会的影響力は皆無に等しかった。

(2) ラ・ロシェル大攻囲戦（1627—1628）

次に、ラ・ロシェル都市史上最大の事件である1627年から1628年にかけての大攻囲戦を、ラ・ロシェルの経済活動をめぐる西ヨーロッパの国際関係を視野に入れつつ考察したい²²。1620年代にフランス王権は、オランダやイングランドなどの西ヨーロッパ経済の中心になりつつあった諸国との経済競争に備えるため、海上貿易の発展を実現しようとした。この政策上、ラ・ロシェル及びその周辺地域のもつ莫大な経済的利益は、フランス王権にとって魅力であった。また、もう一つ王権がこの地域の経済統制を行なう必要性を感じた理由として、この地域で展開された関税特権による不正が挙げられる。ラ・ロシェルに与えられていた関税特権により、フランスで商品を販売する際にラ・ロシェルを通過させることで、外国商人達は関税を免れて商品をフランス国内に流通させていたのである。こうした二つの理由から王権はこの地域に新税を導入したが、これは王権とラ・ロシェルとの間に対立を引き起こす要因となつた²³。

1620年に国王軍はラ・ロシェルに陸上と海上からくり返し攻撃をかけるが、最後にはジャン・ギトン（Jean Guiton）率いるラ・ロシェルの艦隊が国王の艦隊を打ち破った。この戦いで、海上におけるラ・ロシェルの優越性は一時的に保証された。1622年にラ・ロシェルは都市の周囲に城壁を再強化し、それに対抗して6月以降に国王軍もラ・ロシェルの周囲にほぼ完全な包囲網を構築し、また都市の西側にルイ城塞 Fort-Louis の建設を開始した。この時、海上戦も行われ双方の艦隊は大打撃を蒙つたものの、結局10月に戦闘は中断し、ラ・ロシェルは城壁と特権を維持した。但し、王権側の城塞も解体されずに残り²⁴、王権側のプロテスタント勢力への圧迫は続いた。そして1624年に成立了フランス・イングランド・オランダの新たな同盟²⁵により、1625年にラ・ロシェルの艦隊は破壊され、レ島・オレロン島が王権の手に落ちた。1626年の和約において都市の特権は守られたが、この形勢の逆転を機に、カトリック礼拝の復活と1612年当時の都市政体への復帰が求められた。

一方イングランドは、この年の10月にフランスの海上政策と貿易統制の頂点に立つたリシュリュに対して大きな脅威を感じていた²⁶。また、リシュリュもイングランドに

対し、ラ・ロシェルを占領することで後背地の産物（ワイン・塩・小麦）を独占するのではないかという危惧を抱いていた。このようなイングランドとフランスの緊張関係を背景に、1627年6月にラ・ロシェル救援のためバッキンガム公（George Villiers）が艦隊を率いてレ島沖に出現、上陸してサン・マルタン要塞を包囲した。まもなく王権側もラ・ロシェルに大軍を派遣し再度包囲した。国王軍の最大の問題は軍事費の不足であったが、税収拡大や官職売買の増大によって費用を捻出し、またカトリック聖職者からの資金提供も戦争の継続に大きな貢献を果した。9月に戦闘が開始され、三度にわたるイングランド艦隊の攻撃も国王軍の艦隊を打ち破ることはできず、王権側は制海権を握ることで戦局を有利に展開し、約一年間の籠城戦が続いた。結局1628年9月に国王側とイングランド艦隊との間で交渉が行われ、最終的には1628年10月28日にラ・ロシェルは国王の軍門に下り、「プロテスタント共和国」の首都は陥落した。このように、ラ・ロシェル大攻囲戦は、プロテスタント勢力の拠点をフランス王権が撲滅するという政治的意図だけではなく、北西ヨーロッパの経済活動をめぐる国際関係とも密接に関連していたのである。

2. ラ・ロシェル（1628-1685）都市社会と対抗宗教改革

1628年10月にラ・ロシェルが陥落した後、翌11月に公布された国王宣言により、地方長官 Intendant および五人の行政官 Syndic と六人の行政委任官 Commissaire が設置され、また上座裁判所 Présidial による都市の司法権の管理が定められた。こうした一連の措置は、王権の装置をラ・ロシェルに設けることで、この都市における王権支配の基礎を構築することを目的としていた²⁷。また、この時期には司法・行政業務の増加に伴い多くの官職が増設されたが、その担い手となったのはラ・ロシェルのカトリック系住民であり、その中でも特に支配的だったのは、1628年以前からラ・ロシェルに居住していた少数の有力なカトリック家系であった。ロビンスの研究によると、1629年から1650年にかけての期間、特定の十のカトリック系家門が互いに婚姻関係を結ぶことで、司法官職のうち少なくとも三分の一を統御していた²⁸。その結果、生き延びたプロテスタント系の都市官職保有者達は、都市行政・司法の周縁的な位置に置かれることになった。このように、都市の行政・司法システムを早期に再建するにあたり、固定された同族者による緊密な結合はカトリックにとって有効に作用した。そして、この有力カトリックの親族関係を利用して、王権はプロテスタント達に代替する法曹の勢力を確立し、また、都市の厳格なカトリック体制のもと公共の政策を実施することによって、地方における王権支配の一角を築こうとしたのである。

制度やその構成員における以上のような変化は、ラ・ロシェルの都市社会にどのような影響を及ぼしたのだろうか。以下、この問題を同じくロビンスの研究に依拠しながら考察する²⁹。ロビンスは17世紀ラ・ロシェルの訴訟件数の変化から、民事訴訟の減少、信仰生活に関する訴訟の増加、ギルド関連の訴訟の増加を読み取っている。

まず、民事訴訟の減少、信仰生活に関する訴訟の増加についてであるが、1628年以前の市長法廷 Cour de la mairie では、判決の下された訴訟の三分の二近くが民事訴訟であった。とりわけラ・ロシェルという国際的な市場における商業上の不正行為の取り締ま

りや、地元の商人の保護を目的とするものが占めていた。それが、1628年以降民事訴訟は減少し、その分信仰に関する法令違反の訴訟件数が飛躍的に上昇する。このような変化から、ロビンスは次のような結論を下している。つまり、1634年以後、ラ・ロシェルの治安裁判所は都市民の間の「私」的訴訟における調停役としての重要性を失い、都市や宗教倫理に関する「公」的な布告を強化するものとしての役割を担うようになったということである³⁰。

当時のラ・ロシェルの人々は、労働・余暇や家庭生活についての治安裁判所の厳密な規定に従っており、その規定の中には信仰に関わるものも含まれていた。この規定を通じて治安裁判所は、再カトリック化を推進するために多くの対策を講じた。その内容を大きく二つに分けると、一つは通りでの物乞いの禁止、家や教会、及び公共建造物の前の施しを与えることの禁止、もう一つは貧民への対応であった。この時期には「恥ずべき貧困 pauvres honteux³¹」という概念が登場し、中世以来の貧困あるいは貧民に対する観念が変化してきていた。このような背景もあり、ラ・ロシェルの都市政体では、対抗宗教改革の貧民対策として、施療院の建設や貧民に対する「大いなる封じ込め」策が治安裁判所によって実施された³²。また、治安裁判所は個人的なレベルでカトリックの慣習や儀礼を義務付け、カトリック教会への冒流を妨げるためにも、都市民に対し生活の細部に渡って介入し、その違反に対しては厳しい処罰を科した³³。特に金曜日や日曜日、あるいは四旬節の期間に行なわれる信仰上の戒律に従わせることに関しては、治安裁判所は非常に厳格であった。さらに、各家長達へは水曜・土曜（特に土曜）に玄関前の通りの清掃や、祭日ではない普段の主日に行なわれる宗教的な行列や主なカトリックの祭日に行われる聖体行列の際に、自分の家の正面を飾ることを命じた。このような世俗の司法当局による一連の対策の強みは、教会法においては行使できないような強制力をもった罰金刑や身体的刑罰を科すことができるという点にあった。信仰に関する訴訟の数の増加は、以上述べてきたような都市政体の動きを反映したものであった。このような対策を講ずることで、都市民に対しカトリックに基づく都市生活を課そうとする都市政体の意図が、そこには窺える。

次にギルド関連の訴訟の増加についてであるが、この現象の背景には、1630年代から1650年代まで続いた、ラ・ロシェル都市社会におけるプロテスタント・ギルドとカトリック・ギルド間の対立が存在した。1628年のラ・ロシェル陥落以後、ラ・ロシェルは特権や同業者組合（ギルドなど）を創設する全ての権利を失い、ギルドはすべて都市政体の管轄下の統制ギルドとして編成されていく。まず、1635年1月に治安裁判所は仕立て屋ギルドのプロテスタント系親方二人の選出を無効にし、ギルドの親方にはカトリック教徒を選出するように命じた。構成員の大半がプロテスタントであった仕立て屋ギルドは、この命令への反対をパリ高等法院へ申し立てたが³⁴、5月にラ・ロシェルの治安裁判所は、新たにカトリック教徒の親方二人を推薦するように命じた。また1637年には、治安検事 Procureur de Police が靴製造業ギルド（プロテスタントが優位なギルド）に対し、ラ・ロシェル全ての親方の助言と承認なしにいかなる新しいメンバーも登記しないように強制した³⁵。そして、このような一連の裁判所によるギルドへの介入において、プロテスタントに決定的打撃を与えたのが1644年にとられた措置である。この年に、カトリックの手工業者達はギルドのための新しい規約を提案し、それにより、新しいギル

ドの親方にはカトリック教徒を選出することになった。この規定は即実行に移され、数十人のプロテスタント、特に靴製造業者達が打撃を受けた。プロテスタント側は國務會議 *Conseil d'État* にこの窮状を訴え、國務會議は彼らの主張を受け入れて処遇を地方長官に委ねた。しかし、その後カトリック側の反対にあった地方長官は、プロテスタント系ギルドの活動を停止させるために結局それらの規約を適用した³⁶。以上の措置は、ラ・ロシェルのプロテスタントの物質的な基盤を切り崩し、ギルド社会における彼らの権威を低下させるためにとられたものであり、カトリック・ギルドと治安裁判所が協力してこれを推進した。それゆえ、この政策を「ギルド社会の対抗宗教改革」と見なすこと也可能であろう。

以上、この章では聖職者による改革ではなく、より広義の意味で、世俗による「対抗宗教改革」が都市社会へどのような影響を及ぼしたかを考察した。徹底的にカトリック化された司法・行政組織は、ラ・ロシェルに古くから存在し、大攻囲戦を生き延びたプロテスタントの社会的結合体（法曹・行政官・ギルド）に打撃を与えた。そして、対抗宗教改革の影響の下、ラ・ロシェルは、カトリックの日常生活への浸透を図る都市政体によって王権支配の及びやすいカトリック都市へと変貌を遂げたのである。但しここで留保しておかなければならないのは、この章で考察した制度や訴訟が全て「上からの」視点によるものであったという点である。プロテスタント勢力との日常的・自生的な対話や寛容といった側面については、次章で宗教面から議論を進めることにする。

3. ラ・ロシェル司教区の成立と再カトリック化

フランスにおける対抗宗教改革は、教区組織（司教区・小教区など）および修道会組織の二つを軸として、教育・宣教・改宗・慈善などの活動を中心に展開した。1628年11月の国王宣言³⁷とともに開始されたラ・ロシェルの再カトリック化にも、その図式を適用することができる³⁸。そこで、第1節では教区組織の成立について考察し、第2節では修道会のラ・ロシェルにおける設立とその活動を検討する。これらを受けて第3節では、プロテスタント都市ラ・ロシェルの再カトリック化とカトリック内部の刷新との関係を明らかにする。

(1) 教区組織（司教区・小教区）の成立

1648年にラ・ロシェル司教区が成立する以前は、ラ・ロシェルはサント司教区に属し、五つの小教区から成り立っていた。大攻囲戦直後の時点では、サン・マルグリット教会のみが残存していたが、その後徐々に小教区教会の再建が進められた³⁹。しかしながら、ラ・ロシェルの小教区教会は財政的に逼迫しており、各小教区はしばしば修道院施設を借りて利用するなど、再建の速度は緩やかであった⁴⁰。

1648年以前の小教区組織の担い手はオラトリオ会⁴¹に加入した司祭達であり、彼らはすでに1613年から小教区司牧を担っていた。1620年代初頭から始まるカトリック・プロテスタント両派の対立期には、オラトリオ会会員の聖職者達は一時的にラ・ロシェルを逃れることになるが、大攻囲戦直後に戻って再び司牧活動に従事した。彼らの活動は、広場で見出される貧困に陥っているプロテスタント信徒の棄教宣言を受け入れることか

ら始まった。オラトリオ会の強固な組織形成と、修道生活を通して生じた緊密な結びつきは、都市における司牧活動に多大なる影響をもたらした⁴²。小教区の役割については、1635年のサント司教区会議決議 *Les Statuts synodaux du diocèse de Saintes* で明確にされた。この決議には二つの大きな規定が含まれていた。一つは司祭の小教区居住義務であり、司教は彼ら（小教区司祭）に小教区内での倫理的規律の維持を任せた⁴³。もう一つは、小教区司祭や助祭に対して、小教区在住の子供達にトリエント公会議の教理問答集に基づいた信仰教育を施すことを義務付けるものであった⁴⁴。

1648年にローマ教皇庁は、サント司教区のラ・ロシェル・オニス地方に属する小教区とマイユゼ司教区を統合してラ・ロシェル司教区を設立した。この地域はかつて改革派教会の牙城であったため、司教区設立の目的は宗教戦争の後遺症に悩まされるカトリック教会の組織の再建にあった。しかし、当初この司教区は組織が未整備だったために目立って大きな影響力を持つことはなく⁴⁵、ラ・ロシェル司教区の組織が一応の完成をみるのは、1666年から1667年にかけてであった。この年に司教座聖堂参事会や司教座神学校⁴⁶もラ・ロシェルに移され、ここに司教区の三つの柱（司教座大聖堂・聖堂参事会・付属神学校）が揃うことになった。

次にラ・ロシェル司教についてであるが、1648年から1685年の間に二人の司教が就任した。初代司教のジャック・ラウル (*Jacques Raoul de la Guibourgère* : 在任 1648–1661) と二代目のアンリ・ド・ラヴァル (*Henry de Laval de Bois-Dauphin* : 在任 1661–1693) である。司教の方針が教区組織全体の方向性を規定するため、以下簡単に彼らの思想的背景と方針について触れておく。まず、初代のラウル司教はヴァンサン・ド・ポール (*Vincent de Paul*) の友人であり、その影響を受け、フランス西部における聖職者の変革運動の初期にラ・ロシェルのカトリック改革に従事した。これに対し、二代目のラヴァル司教はサン・シランの思想に近く、アウグスティヌス主義の流れを汲んでいた。プロテスタントへの対応という点では、両司教は大きく異なる。ラウル司教が、プロテスタントとの対話を一切行なわず、貧民救済や司祭養成に専心したのに対し、ラヴァル司教はプロテスタントとの対話を行なった。その意味で、ラ・ロシェルにおけるカトリックとプロテスタントの関係を考察する際に、ラヴァル司教の及ぼした影響は看過できない⁴⁷。この点に関しては第3節で詳述する。

(2) 修道会の設立と活動

16世紀半ばのラ・ロシェルには四つの修道会しか存在せず、それらも宗教戦争やその後の混乱の中ではほぼ壊滅していた。しかし、大攻囲戦後、かつて存在していた四つの修道会と新たに到来した七つの修道会、合計十一の修道会が活動を開始した⁴⁸。修道会の主な活動としては、次の三つが挙げられる。即ち、貧民・病者の救済と信心会の組織化、そして最後に（広義の）教育⁴⁹である。

貧民・病者の救済は、1628年以前はカルヴァン派の宗務局によって運営されていたが、宗教戦争による動乱の中でこの活動は衰退しており、大攻囲戦以後、主たる担い手はカトリックによって取って代わられた。1628年の国王宣言によって、これまで男女共用で使用してきたサン・バルテルミ施療院を男女別に分離し、男性病棟は愛徳兄弟会 *Les*

Frères de la Charité が、女性病棟はパリから派遣された愛徳姉妹会 *Les Filles de la Charité* の修道女達が担当することが定められた。しかし、正確に分割することは困難だったため、実際は三分の二を愛徳兄弟会が所有することになった。その後1642年から1644年にかけて、愛徳兄弟会は施療院の様々な整備を行い施設の拡充を図ったが、その一方、愛徳姉妹会は愛徳兄弟会に比べ小規模な施設の中で活動を展開した⁵⁰。

ラ・ロシェルの信心会は、中世以来、少数ながら職能別信心会として活動していたが、プロテスタントによってそれらは破壊されていたため、1628年以降再組織化が図られていく。主要な信心会は、大工職人の信心会である聖ヨゼフ信心会と商人信心会の聖ルイ信心会の二つである。しかしながら、この時期注目すべき信心会はこれらの職能別信心会ではなく⁵¹、ドミニコ会のロザリオ信心会や、イエズス会のコレージュのエリートによって作られたマリア信心会など、この時期新たに誕生した信心会であろう。特に、1644年に設置された「聖体協会」は、ラ・ロシェルの都市有力者層が会員であったのみならず、1680年代以降のプロテスタントのカトリックへの改宗運動において大きな役割を果たした。

これらの信心会は、組織形態としては閉鎖的だったものの、構成員に多くの義務を課さなかつたので、民衆の宗教的な感情にとって受け入れやすい形態であったと言える。月に一度程度の莊嚴ミサや聖体行列、及び守護聖人への信心を示すいくつかの祈りのみが義務として課されるだけであった。またラ・ロシェルのオラトリオ会員達によって担われていた小教区司牧においても、しばしば小教区という地理的区分よりも、小教区を単位に作られた信心会を重視する傾向があり、このことからも信心会の影響力の大きさが窺える⁵²。

最後に、修道会による教育活動について述べる。教育の整備は、フランスの対抗宗教改革が最も関心をいだいた分野の一つであるが、この傾向はラ・ロシェルにおいても同様であり、イエズス会やウルスラ会といった教育修道会に与えられた特許状がそのことを示している⁵³。

イエズス会は、1630年にラ・ロシェルに設置を認可され、かつてプロテスタントのコレージュのあった館に居を定めた。イエズス会では、信心会の方針と同じように宗教教育と布教が重視された。そのため、イエズス会のコレージュにおける六年の就学期間のうち、五年目からは哲学が必修であったが、その一方で同時に靈性やモラルの教育も行われた。また、1630年代初頭には、フランス全土や外国から学生を受け入れており（中には若いプロテスタントの学生も見られる）⁵⁴、さらに、1694年10月には司教座神学校の教育をイエズス会に委託する協定が結ばれるに至った⁵⁵。これらのことにより、イエズス会が反プロテスタントやカトリック刷新の学問分野（神学・哲学）において、教育や研究の中心となっていたことが表れているといえる⁵⁶。もう一つの有力な教育修道会であるウルスラ会は、1630年に五人の修道女と一人の助修女によって活動が開始された。ウルスラ会は婦女教育を目的とした教育修道女会であり、そこではイエズス会のコレージュのような確固とした学問的教育よりもむしろ、「敬虔と良き習俗」の原則を女性に身につけさせることが目指された。1648年にラ・ロシェル司教区が成立した頃には、ウルスラ会のメンバーは十五人から二十人に増えていた。

以上、貧民・病者救済、信心業、教育という視点からラ・ロシェルにおける修道会の

活動を叙述した。修道会は教区のような固定した組織ではなく、また司教に従属することもなかつたゆえに、より行動的かつ自由に活動を展開できたと言えよう。また、この修道会の活動の背景には、彼らを経済的に支えた都市の有力者層の存在があつたことも、ラ・ロシェル再カトリック化における修道会の活動を理解する上で重要な要素であろう。

(3) ラ・ロシェルにおける再カトリック化とカトリシズムの刷新

大攻囲戦以後、修道会を中心にプロテスタントからの改宗に積極的な聖職者が到来して宗派論争やそれに関係する書物の出版を活発に行い⁵⁷、これらの書物はカトリック聖職者達にとって改宗運動の指針になった。神学論争に参加したカトリック聖職者達は、聖書やプロテスタントの著作を詳細に検討し、論理的に築き上げられたプロテスタント神学に対抗しうる教義や論理を構築していった。こうした両宗派間の聖職者による論争が、これ以後のラ・ロシェルにおけるカトリックの刷新をもたらすことになる。

カトリック、プロテスタント両聖職者達の関係が論争から対話へと変化するのは、1660年頃からである。1661年に二代目司教として着任したアンリ・ド・ラヴァルは、この時期フランスのカトリックにおいて発達しつつあつたアウグスティヌス主義から影響を受けた司教であり、その点において、先代司教の方向性を引き継いでいなかつたといえる。彼は、追放や礼拝の弾圧といった強制的手段よりも司牧的方法を好み、プロテスタントとの対話を目指した。そのため、彼はプロテスタントの名士達とも緊密な個人的関係を結ぶまでになつた⁵⁸。その一方で、プロテスタンティズムに異端を見出していた近世期において、ラヴァルは異端に陥つた人々をカトリシズムの中へ戻さなければならないという強い使命感を抱いており⁵⁹、決してプロテスタント勢力に妥協することはなかつた。つまり、ラヴァル司教は人格的な包容力と異端に対する非妥協性とを併せ持つた人物であったと言える。こうした彼の崇高な理想とは対照的に、現場の小教区司祭達の活動は依然不活発だったが、ラヴァル司教が整備した司教座神学校における教育は充実したものになりつつあった。

この神学校で中心的役割を担い、ラ・ロシェルの宗教的情熱を高めて神学研究・教育の方向性を決定した神学者がミシェル・ブルダイユ (Michel Bourdaille) であった。彼はソルボンヌで神学博士を取得し、1667年8月にラ・ロシェルに到来した。彼は信心の実行よりも内面の信仰を重視し、その教育活動は司教座神学校での司祭養成の水準を高めるのに貢献した。また、中世以来のスクラ学の伝統に不信感を抱き、聖書と教会教父、特に聖アウグスティヌスのみを拠り所とした。ブルダイユは、倫理やプロテスタントとの論争に関する著作を出版したが、それらの著作で展開された彼の思想の中で特に注すべきことは、商業倫理に関する部分である。彼は、聖書と初期キリスト教の伝統に従つて「その（黴利の）禁止は単なる人間の法から出てくるものである。」と説明し、「黴利」は非難されるものではないと解釈してその正当化を行なつた⁶⁰。また同様に、他の商業倫理についても、カトリックの正統であるローマの見解よりも、むしろプロテスタント（特にカルヴァン派）に近い立場をとつていた⁶¹。このように、ラ・ロシェルの聖職者を中心とするカトリック勢力は、神学の形式やカテキズム、あるいは社会的奉仕といった面でプロテスタントから様々な影響を受け、それを自らの教義の刷新に役立てた

のである。

しかしながらここで留意しておくべきことは、上述したような1660年代に開始されたラヴァル司教周辺の動きが、エキュメニカル（教会一致）の動きではないということである。両宗派とも自分の宗派が唯一であることを相手に認識させることを目指しており、特にカトリック教会の文化的行動（儀礼やそれに伴う豊かな装飾といったものは、プロテstantのカトリック理解にとって大きな障害であった。それゆえ、この時期のカトリックへの改宗は個人レベルにとどまった。

以上述べてきたような、プロテstantとの対話の中からカトリックの刷新や改宗活動に従事しようとする聖職者の態度と対照をなすのが、俗権による再カトリック化の運動である。この運動は二度の高まりを見せた。

その第一波は、1661年から翌62年にかけて生じた。1661年に、1628年の国王宣言に背いて不法に戻ってきたプロテstant達の追放が決定され、この措置を受けて四百人のプロテstantが棄教宣言をし、残りの千八百人のプロテstant住民は棄教せず追放された。その後、追放された人口を補うため、新たに千八百人のカトリック教徒がラ・ロシェルに受け入れられた。このプロテstant追放の担い手は、ラ・ロシェルの法曹を支配していたカトリック側の有力者であり、イエズス会やカプチン会と結びつき、かつ聖体協会の会員でもあった。その中心人物は上座裁判所の次席検事 *avocat du roi* のピエール・ボミエ (Pierre Bomier) であり、彼はその後もプロテstant迫害を続けようとしてラヴァル司教と対立した。1674年に地方長官に就任したオノレ・ド・ドゥムアン (Honoré de Demuin) もまた反プロテstant政策を推し進めようと考えており、プロテstant追放の担い手であった法曹も司教よりも彼に信用を置いていた。こうして、俗権勢力は一致して再カトリック化を推進した。

第二波は1679年から1685年にかけて起こる。この時期はルイ14世によるオランダ戦争が終結して国内問題へと関心の焦点が移っていた時期であり、王権は次第に個人レベルではなくプロテstant全体を改宗するための強制手段を用いるようになっていた。そのため1681年以降は、「龍騎兵 Dragons」という暴力手段が適用され、ラ・ロシェル北方のポワトゥー地方でプロテstantが襲撃を受けて、暴力的破壊活動や強制改宗など多大な損害を蒙った。これ以降、このような弾圧に近い強制改宗を逃れるため、ラ・ロシェルのプロテstantは北西ヨーロッパ（主にイングランドとオランダ）へと亡命してゆく⁶²。1683年に着任した地方長官ピエール・アルヌール (Pierre Arnoul) はこのような強制手段による改宗を承認せざるを得なかつたし、ラヴァル司教もプロテstantへの抑圧には消極的な賛成を表明していた。その結果、特に1684年からはプロテstantの信徒達が礼拝や日常の職業を営むことはほとんど不可能になり⁶³、1685年10月12日にはついにラ・ロシェルに「龍騎兵」が導入された。このように大西洋岸で混乱が続くな、フォンテンブロー王令によってナントの王令は廃止された。この処置はフランスにおけるプロテstantの完全な否定を意味するものであった。しかしながらここで留意すべきことは、以上のような追放、弾圧政策にもかかわらず、結局プロテstantからカトリックへの改宗という面では、第一波、第二波を通じて大きな成果は得られなかつたということである。

この後、表立ったプロテstantの反抗は十年程で沈静化するものの、プロテstan

トの根強い残存が司教区内のいくつかの場所で確認でき、18世紀半ばには、再びこの地域においてプロテスタント教会の非合法な再組織化が開始された。このように、ラ・ロシェルにおけるプロテスタントは確かに根絶されることはなかったが、このような現象から再カトリック化の運動を過小評価してはならない。1648年にラ・ロシェル司教区が成立した時点では司教座都市として不安定であったものの、1720年代までにはカトリック都市の諸条件である以下の施設が整備された。すなわち、まず二十六人から構成される司教座聖堂参事会が設置され、司教座神学校ではイエズス会がその教育を担った。また、五つの小教区教会が再建され、七つの女子修道院、及び二つの施療院が建てられた。こうして、ラ・ロシェルにカトリックの「教育と慈善 *enseignement et charité*」の基盤が整備された。

確かにラ・ロシェルの小教区は、組織的にもまた司牧においても強固な基盤を確立したとは言えなかつたが、それを補完したのが個々の修道会の聖職者達や神学者であった。彼らにより再カトリック化の一連の動きとカトリックの刷新とが結び付けられ、ラ・ロシェルのカトリックは新しい方向へと導かれたのである。

結論

以上、1628年の大攻囲戦以降の大西洋岸港湾都市ラ・ロシェルにおける、世俗と聖職者の両レベルによる再カトリック化の過程を検討してきた。16世紀以降「プロテスタント共和国」の首都的存在だったラ・ロシェルは、大攻囲戦を機にフランス王権の「絶対王政=カトリック教会」体制に編入され、王権が絶対王政を確立する過程における一つの実験場の様相を呈した。

まず、都市における行政・司法及びギルド組織は、ほぼ完全にプロテスタント勢力の封じ込めに成功した。その結果、ラ・ロシェル都市社会は、貧民救済や生活倫理を中心に、カトリックに基づいた厳格な運営がなされた。他方、宗教面での再カトリック化としては、1628年以降、教区組織が整備され、修道院の復興や設立が相次いだ。これらの宗教施設の基盤整備は十分ではなかつたが、プロテスタントとの神学上の論争や対話は、ラ・ロシェルにおけるカトリック内部の信仰や教義の刷新へと結びついた。特に第二代ラ・ロシェル司教ラヴァルやブルダイユといったカトリック聖職者達は、カトリックの持つ普遍性や絶対性を堅持しつつ、プロテスタントに対しても柔軟な対話を維持していく姿勢を保つた。このような司祭達の姿勢は、ラ・ロシェルのカトリックに特徴的であったと言える。しかし、これら聖職者による再カトリック化の努力によつても、プロテスタント勢力は消滅することなく、世俗権力による強制改宗や追放によって、その力を弱めるより他に手段はなかつた⁶⁴。また、大西洋貿易に從事する商人層において、プロテスタント勢力は経済的影響力を長く保ち、彼らは18世紀以降、大西洋貿易で大きな位置を占めることになる。

とはいひ、このようなプロテスタント勢力の存続を考慮してもなお、1628年以降、ラ・ロシェルとその周辺地方（ポワトゥー地方南部・オニス地方・サントンジュ地方）は、「王権=カトリック教会」の意志や利害を反映しやすい地域へと変化を遂げた。そして、17世紀から18世紀初頭にかけて、ラ・ロシェルは、再カトリック化された港湾拠点とし

てフランスの大西洋における海運・軍事やカナダ布教の原動力の起点となっていくことになる⁶。

《註釈》

- ¹ このような観点が示唆された文献として、小泉徹『宗教改革とその時代』（山川出版社 1996年）を挙げておきたい。
- ² 対抗宗教改革の動きはイタリアを中心に 16 世紀から開始されていたが、フランスにおいては 16 世紀の宗教戦争の混乱が収拾しあじめた 17 世紀に本格的に導入された。F. Lebrun, *Être chrétien en France sous l'Ancien Régime*, Paris, 1996, pp. 39-42.
- ³ フランスの近世的中央集権とは、「フランス絶対王政国家＝社団国家」という図式で示され、この時期対抗宗教改革によって改革・形成された社会的結合が、それぞれ社団といわれる中間団体（教区体制や信心会など）の形をとつてこの体制の中核を担っていた。二宮宏之「フランス絶対王政の統治構造」『全体を見る眼と歴史家たち』（木鐸社 1986 年）112-171 頁。
- ⁴ 中世から近世にかけてのラ・ロシェルの歴史は以下を参照。M. Augeron et al., *La Rochelle: capitale atlantique, capitale huguenot*, Nantes, 1998; M. Delafosse (dir.), *Histoire de La Rochelle*, Toulouse, 1985. 特に 16 世紀の繁栄については次の文献も参照。ポール・ビュテル / 深沢克己・藤井真理訳『近代世界商業とフランス経済』（同文館 1997 年）63-67 頁。
- ⁵ 交易関係の研究として基本文献を二つ挙げておく。16 世紀については、M. Delafosse et E. Trocmé, *Le commerce rochelais de la fin du 15e siècle au début du 17e siècle*, Paris, 1952. 18 世紀に関しては、J. M. Deveau, *La traite rochelais*, Paris, 1990.
- ⁶ L. Pérouas, *Le diocèse de La Rochelle: de 1648 à 1724 sociologie et pastoral*, Paris, 1964.
- ⁷ Idem, "Sur la démographie rochelaise au 17e siècle", *Annales, E.S.C.* 16 (1961) .
- ⁸ F. Moisy, "Un épisode de la Contre-Réforme: le rétablissement des structures catholiques à La Rochelle, 1628-1648", *Revue du Bas-Poitou* 82 (1971) , 83 (1972) .
- ⁹ D. Parker, *La Rochelle and the French Monarchy: Order and Conflict in 17th Century France*, London, 1980.
- ¹⁰ K. Robbins, *City on the ocean sea : La Rochelle 1530-1650: urban society, religion, and politics on the French Atlantic frontier*, New York, 1997.
- ¹¹ J. F. Bosher, "The political and religious origins of La Rochelle's primacy in trade with New France, 1627-1685", *French History* 7 (1993) .
- ¹² 時期設定に関してであるが、まず 1628 年は、ラ・ロシェルが陥落し、それを機に王権主導のもとカトリック支配の土台形成が開始された年であり、1685 年は、この年にフォンテンプロー王令によってナントの王令が廃止されたことによる。また、1681 年から 1685 年までの時期は、フランスにおいて「龍騎兵」によるプロテスタントからの強制改宗の運動（ドラゴナード）が起きた時期であり、こうした社会的動搖によって大量のプロテスタントが亡命した「第 2 次ディアスボラ」（深沢克己「ヨーロッパ商業空間とディアスボラ」『岩波講座 世界歴史 15』194-195 頁）の時期でもあった。
- ¹³ Delafosse et Trocmé, op.cit., pp. 76-78.
- ¹⁴ 17 世紀初めのオニス・サントンジュ地方では、ブランデーの生産および取引がネーデルラント人によって行なわれ、ワイン生産に代わる新たな産業へと成長した。この時期のブランデー産業は、18 世紀に比べれば重要性は低いが、ラ・ロシェルの商業活動の中で中心的な地位を占めるようになった。Ibid., pp. 111-114.
- ¹⁵ 1563 年 4 月から 1565 年 3 月にかけて、八人のリール商人、七人のハンブルク商人、二人のヘント商人、四人のミドルブルグ商人、五人のアムステルダム商人、二人のアントウェルペン商

- 人などを含めた三十五人の北西ヨーロッパの商人達がラ・ロシェルへ来航した。Ibid., p. 77.
- ¹⁶ ラ・ロシェルの後背地では、塩を取るための沼地がブドウ園へと変えられた。Parker, op.cit., p. 64.
- ¹⁷ ネーデルラントのミデルブルグでラ・ロシェル商人達はブランデー・酢・塩などの商品を販売し、その帰路にはオランダ産の商品のみならず、北欧や東欧およびロシア産の商品を得た。また、イギリスの商人とは異なりネーデルラントの商人はラ・ロシェルに長期間居住するものも存在し、彼らは独自の居留地をラ・ロシェルに形成していた。このような強い結びつきがあつたため、ネーデルラントとの関係は、ラ・ロシェルにとって北西ヨーロッパの港湾ネットワークの中でも特に重要であった。Delafosse et Trocmé, op.cit., pp. 147-154.
- ¹⁸ L. Crété, *La vie quotidienne à La Rochelle au temps du grand siège: 1627-1628*, Paris, 1987, p. 64; Delafosse et Trocmé, op.cit., p. 85.
- ¹⁹ 1558年に八人だった宗務局の人数は1561年には二十七人まで増え、その後二十人前後に落ち着いた。貴族や都市官僚、商人などから構成され、ラ・ロシェルの宗教的熱意と厳格なモラルを指導する機関となった。Trocmé, "La Rochelle protestante (1568-1628)", in: Delafosse (dir.), op.cit., pp. 88-91.
- ²⁰ 1571年にプロテスタント・アカデミー L'Academie protestante と呼ばれる高等教育機関が置かれ、ここを中心書物の印刷や出版、図書館設立(1606年)といったプロテスタントの知的活動が展開した。当時のラ・ロシェルの知的活動に関しては次の文献を参照。Ibid., pp. 143-145.; Crété, op.cit., p. 71.
- ²¹ 恒常的に行われていた城壁の改修費用などの公共投資や、都市自治の特権を維持するための都市官職の購入など、高額支出が頻発した。Parker, op.cit., p. 88.
- ²² ラ・ロシェル大攻囲戦に関しては以下の文献を参照。Trocmé, op.cit., pp. 146-154; Crété, op.cit., pp. 111-196.
- ²³ この新税では強制的徴収も実施された。Parker, op.cit., pp. 68-69.
- ²⁴ Trocmé, op.cit., p. 148.
- ²⁵ この同盟によって、1625年のラ・ロシェルとの戦闘に際し、フランス王権は二十隻の船舶をオランダから、七隻の船舶をイギリスから借用した。Parker, op.cit., p. 77.
- ²⁶ リュシユリュは、「Grande-Maître et Surintendant de la Navigation et Commerce de France」と呼ばれる航海と商業を取り締まる最高位の役職に就いた。Ibid., p. 78.
- ²⁷ Robbins, "Municipal justice, urban police and the tactics of Counter-reformation in La Rochelle, 1618-1650", *French History* 9 (1995), pp. 280-281; Idem, *City on the ocean sea*, pp. 367-368.
- ²⁸ ロビンスは、都市官職百四十のうち百二十三の官職について人名を特定することができ、その官職はのべ五十一人の人物によって占有されていたことを実証している。ラ・ロシェルの都市政治のヘゲモニーを握ったカトリック系家門に関しては、ibid., pp. 373-380.
- ²⁹ ロビンスはラ・ロシェルの第一審司法機関である「市長法廷」(大攻囲戦以前)と「治安裁判所」(大攻囲戦以前のセネシャル裁判所を再組織した機関)で行なわれた訴訟の中から1618年・1620年・1634年・1637年・1640年・1646年・1649年の七年を標本抽出し、各々を六つに分類して各々の年毎に類別に集計した。たしかに、行政・司法組織の異なる時期を単純比較することはできない。しかし、この時期のラ・ロシェルにおける司法権は全く異なる人間集団によって扱われているものの制度および権限は非常に似通っているので、時期による訴訟の違いを明らかにすることが可能であるとされている。Ibid., p. 283.
- ³⁰ Ibid., pp. 285-286.
- ³¹ Ibid., p. 288.
- ³² Robbins, loc.cit.
- ³³ カトリックの慣習に対する違反としては次のような例がある。1634年1月に未亡人のシャヴ

エは、ミサが行われている間に彼女の宿屋でパンとワインを給仕したため罰金を取られた。そして同年6月13日には、ある港湾労働者が聖靈降臨祭の日に働いていて罰金を科された。また、カトリックへの冒涜の例としては、1634年にカトリックの信仰を捨ててプロテstanteになった商人夫妻に対し、20リーヴルの罰金と一週間の追放刑が言い渡され、また同年、マラン・マンテルという人物が子供にカルヴァン派の洗礼を受けた際、この子供に対するカトリックの公教要理の習得状況を細かく報告させた、という記録がある。*Ibid.*, pp. 288-289.

³⁴ ラ・ロシェルの司法機関を管轄しているのはパリ高等法院であった。

³⁵ ギルドをめぐる1635年・1637年の動きについては次を参照。*Ibid.*, p. 289.

³⁶ ただし、1650年代にプロテstante側は再度自分達の法的正統性を主張し、いくらかのプロテstanteへの寛容が認められた。1644年あるいは1650年代の動きについては次の文献を参照。A. Th. Van Deursen, *Professions et Métiers interdit*, Groningen, 1960, pp. 318-319.

³⁷ この宣言は、カトリックの活動の再開を確認し、カトリックの信仰と布教の自由や、ラ・ロシェルにおける全てのカトリック教会の再建を認めたという点で、前章で述べた政治的な性格とともに宗教的性格をも帶びていた。

³⁸ 1628年当初からラ・ロシェルに司教座が設置されることが計画されていた。Pérouas, "De la reconquête catholique à la pénétration des lumières (1628-1789)", in: Delafosse (dir.), op.cit., p. 197.

³⁹ Moisy, "Un épisode de la Contre-Réforme", *Revue du Bas-Poitou* 82 (1971), pp. 352-353.

⁴⁰ *Ibid.*, p. 355.

⁴¹ オラトリオ会は、修道請願を立てず共同で一種の修道生活を営む教区司祭の共同体で、フランスにおいては1611年にベリユル枢機卿によって組織された。

⁴² Pérouas, *Le diocèse de La Rochelle*, p. 207.

⁴³ 倫理的規律の維持とは、具体的には年市の開催や居酒屋の営業などを規制するといったことであった。Moisy, "Un épisode de la Contre-Réforme (suite)", *Revue du Bas-Poitou* 83 (1972), p. 51.

⁴⁴ 当時の司教巡察の記録は残念ながら失われ、これらの教令がどの程度積極的に現場の小教区で受け入れられたかは不明である。

⁴⁵ 司教区の司教座大聖堂はサン・バルテルミ小教区教会（かつてのカルヴァン派大教会堂）を代用していたし、また司教座聖堂参事會も1666年になって初めて成立した。このことは財政的な事情もあるが、ラ・ロシェルにおけるカトリック勢力の弱さを示しているとも言えるだろう。*Ibid.*, pp. 411-413.

⁴⁶ 司教座神学校は、1655年7月に司教区の聖職者会議を経てフォントネ・ルコント近くに仮設置された。ここでは司祭養成を目的として、説教・公教要理、あるいは典礼・グレゴリオ聖歌の訓練が行われた。この神学校に関係した聖職者の数は多くはないが、同校の教授を中心にラ・ロシェル司教区における新たなカトリック刷新の動きが始まった。Pérouas, "De la reconquête catholique", p. 204; *Idem, Le diocèse de La Rochelle*, pp. 257-259.

⁴⁷ *Idem, "De la reconquête catholique"*, pp. 203-207.

⁴⁸ 十一の修道会とは、カプチン会・ミニモ会・静修派修道会・アウグスティヌス会・コルドリエ会・カルメル会・ドミニコ会・愛徳兄弟会・愛徳姉妹会・イエズス会・ウルスラ会である。ただし、多くの修道会が修道院などの整備や正式な司教の認可を受けるのは、1630年代以降である。各修道会の具体的活動については次を参照。Moisy, "Un épisode de la Contre-Réforme", pp. 359-375.

⁴⁹ この場合の教育には、青年への教育のみならず著作・出版活動といった研究活動や宗派論争も含まれる。

⁵⁰ ラ・ロシェルにおける愛徳兄弟会・愛徳姉妹会の活動については次を参照。ただし日常の活動については不明な部分が多い。*Ibid.*, pp. 368-372.

⁵¹ 1628年から1648年の間にはこうした信心会は四～五つしか見出すことができない。また、1652年9月8日にラ・ロシェルのカトリック商人達は信心会を再組織するために会議を開いたが、そこでカトリック商人による信心会はすでに衰退に向かっている事が確認された。Moisy, “Un épisode de la Contre-Réforme (suite)”, p. 52.

⁵² 小教区別に設けられた信心会には、サン・ソヴール小教区の聖体 (le Corps du Christ) 信心会やサン・バルテルミ小教区の諸聖人 (Tous les Saints) 信心会などがあった。Pérouas, op.cit., pp. 200-201.

⁵³ Moisy, op.cit., pp. 47-48.

⁵⁴ Ibid., p. 51; Idem, “Un épisode de la Contre-Réforme”, p. 373.

⁵⁵ 司教座神学校に関する諸管轄は司教一当時は第三代司教シャルル・フレゾ (Charles-M.Frézeau) 一が保持したもの、1694年10月に結ばれたイエズス会との協定により、六人のイエズス会士がこの神学校の教育スタッフとして登用された。Pérouas, *Le diocèse de La Rochelle*, p. 364.

⁵⁶ 他の修道会のコレージュも、イエズス会の教育内容や方針に従って教育活動を行っていた。Ibid., pp. 181-182.

⁵⁷ 1630年から1648年までラ・ロシェルにおいて、コルドリエ会、カプチン会、静修派、ドミニコ会の各修道会士達が活発に著述活動を展開した。内容は倫理、信心、歴史、特に宗教的異端に対する論駁術に関するものであった。Ibid., p. 194.

⁵⁸ 司教の側近の人であり、司教座聖堂参事会主席であるフェリップ・ド・ラ・ブロス (Philippe de la Brosse) も、プロテスタント側のカトリックへの疑問に答えるために、ポールロワイアルのアントワーヌ・アルノーやピエール・ニコルなどジャンセニストの著作をプロテスタントの人々に紹介した。Idem, “De la reconquête catholique”, p. 205.

⁵⁹ Ibid., pp. 206-207.

⁶⁰ Pérouas, *Le diocèse de La Rochelle*, p. 260.

⁶¹ 彼はプロテスタントとの論争を自分の著作に取り入れ反映させてはいるが、両者の論争は鋭く対立するものではなかった。Idem, “De la reconquête catholique”, pp. 204-205.

⁶² この時期のラ・ロシェルからの亡命プロテスタントの数に関しては、最近の研究によれば次のとおりである。1681年から1684年にかけては、年間平均して二十七人のプロテスタントが亡命したが、これはあくまで平均値であり、多いときには八十人のプロテスタントが亡命した（1682年）。E. Forlacroix, *L'Eglise Réformée de La Rochelle face à la Révocation*, Montpellier, 1996, pp. 248-249.

⁶³ N. Vray, *La Rochelle et les Protestants du XVI^e au XX^e siècle*, La Crèche, 1999, pp. 154-155.

⁶⁴ 1628年以降、プロテスタント勢力の人口や政治的影響力は縮小したが、16世紀以来ラ・ロシェルにおける国際貿易の中心を担ってきたプロテスタント商人達の経済的影響力は持続した。1682年において、ラ・ロシェルの主要な船主五十六人のうち四十六人が依然としてプロテスタントであったことからも、その影響力は窺えよう。それゆえ、カトリック人口の増加（プロテスタントの四倍）や行政・司法組織の再カトリック化は一定の成果が見られたが、ラ・ロシェル社会全体におけるプロテスタントの根絶には至らなかつたといえる。Pérouas, “Sur la démographie rochelaise”, p. 1137.

⁶⁵ ルイ14世親政期におけるコルベールによる大西洋交易や、海軍をめぐる計画（ロシュフォール港建設など）については次の文献を参照。J. F. Bosher, “The Imperial Environment of French Trade with Canada, 1660-1685”, *English Historical Review* 108 (1993). カナダ布教におけるラ・ロシェルの優位性に関しては註11の文献を参照。